

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

○大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年10月3日

条例第14号

改正 平成24年4月27日条例第20号

平成24年12月21日条例第29号

令和4年12月21日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を告示し、法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 申請することができる団体等の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者に指定しようとする期間
- (5) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (6) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (7) 申請に必要な書類
- (8) 施設の前年度における運営状況
- (9) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる団体等があるときは、公募によらないことができる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

- (1) 施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本の写し、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類
- (3) 申請団体の前事業年度の業務内容及び経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する申請団体のうちから最も適当なものを指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 施設の利用者の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 事業計画書に基づく事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(3) 事業計画書等の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図られるものであること。

(4) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。第9条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定の条件)

第5条 指定管理者の指定にあたっては、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、第2条第1項第4号に規定する期間の開始前に、市長等と次に掲げる事項を記載した施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 施設の利用者等にかかる個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

(6) 事業報告書の作成及び提出に関する事項

(7) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長等に提出しなければならない。ただし、第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況

(3) 利用料金の収入状況

(4) 管理経費の収支状況

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、施設の管理の適正を期するため、必要に応じ指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害に対しては、市長等はその責めを負わない。

(区分経理)

第10条 指定管理者は、施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第11条 指定管理者は、施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は第9条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は当該施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市長等による管理)

第14条 市長等は、第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合等において必要があると認めたときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定管理者の収入として収受させている利用料金があるときは、市長は、当該業務を行う直前の利用料金の額をもって使用料とし、これを徴収するものとする。

- 3 市長は、前項の使用料について、特別な理由があると認めるときは、減免し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

- 4 市長等は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定による管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者等」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

第16条 指定管理者は、施設の管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(公の施設指定管理者選定審査会の設置等)

第17条 指定候補者の選定について審査するため、大町市公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

7 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(公の施設指定管理者選定審査会における会議)

第18条 審査会は、会長が招集し議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 審査会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(指定管理者評価委員会の設置等)

第19条 指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、大町市指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

4 評価委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の経理状況、労務管理等の状況について評価し、これを市長等に報告するものとする。

5 第17条第4項から第8項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第6項及び第7項中「審査会」とあるのは「評価委員会」と、同条第6項、第7項及び第8項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第6項及び第8項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

(評価委員会における会議)

第20条 第18条第1項、第2項及び第4項の規定は、評価委員会における会議について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第4項中「審査会」とあるのは「評価委員会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大町市個人情報保護条例の一部改正)

2 大町市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年4月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月5日から適用する。

附 則 (平成24年12月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日条例第21号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。